

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	76	その他	中核市	郡山市、太子町、田川市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第19条1項、計量法第21条1項	特定計量器(質量計)定期検査の規制緩和	特定計量器(質量計)定期検査周期(2年に1回)の規制緩和について	【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】 特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前提とした昭和26年当時からの計量法に基づきまで継続されている。実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台も特定計量器の定期検査を行わなければならない状況である。 平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品となっており、計量器の信頼性が高まっており、昭和26年当時とは状況は大きく異なっている。実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以下(うち全てが平成17年以前に製造の計量器)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。 また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。	6【経済産業省】 (6)計量法(平4法51) (i)特定計量器(非自動はかり)の定期検査(19条)については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、指定定期検査機関を指定(20条1項)した地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。
27年	161	産業振興	中核市	岐阜市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第104条第2項 基準器検査規則第21条の二のハ	特級基準分銅の検査証印有効期間の延長	基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、一級基準分銅の有効期間と同様、5年と緩和していただきたい。	【制度改正の必要性】 基準器(特級基準分銅)は基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、改正施設(産業技術総合研究所(伊センター※))への輸送等に多くの費用(搬送委託の場合は3万円程度、直接持込の場合14万5千円程度)が必要であること、検査期間も1~2ヶ月を要すること、また、輸送による振動や損傷等のリスクがあること等、支障が生じている。 ※平成26年4月から、大阪でも実施していた法定計量業務がつくばセンターに集約されたため、検査を受ける際は、全都道府県のどの自治体であってもつくばセンターへ輸送や直接持込を行うこととなっている。 加えて、特級基準分銅の使用頻度は、年間2回程度と少ない。 経済産業省の計量制度検討小委員会の平成20年の報告書においても「取引又は証明における当事者同士が計量に関する技術的知見を有していない」、JCS S35の校正証明書と民間による第三者認定・認証制度など取引相手の正確な計量についての確認手段が発達してきていることや、ハードウェアの性能が向上し、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する可能性が低いことを踏まえ、計量器毎の使用実態を見つつ、国や地方公共団体の関与を真に必要なものにする」と記載されているとおり、手入れ等の管理を万全にしていれば、有効期間が延長されたとしても合格基準を満たす可能性が高い。実際に、岐阜市においては、これまで不合格となった実績はなく、自治体の計量業務の適切な実施の観点から見ても、過度な規制ではないかと考えられる。 特級分銅に比べ使用頻度の高い一級基準分銅の有効期間は5年であることから、これと同様に有効期間を5年に緩和していただきたい。	6【経済産業省】 (6)計量法(平4法51) (ii)基準器(基準分銅)(104条)の保有等については、特定市町村(10条)の負担軽減に資するよう、基準分銅の貸し借りに関する地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。
27年	107	産業振興	都道府県	栃木県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公券要領	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の都道府県への移譲	各都道府県の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲する。	【制度改正の必要性】 中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、地域の実情に応じて、長期的な視点に立ちながら重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい。 支援の質を一定以上にすることが必要だとすれば、国の要領等やコーディネーター等を対象とした研修会等を国が実施することで都道府県間のレベルの統一等は可能と考える。 【支障事例】 所謂小規模基本法、小規模支援法の趣旨に基づき、小規模企業の特長的な発展や、市町で策定中の地方創生総合戦略の着実な推進のためには、各種支援機関同士の緊密な連携により、国のみならず、市町の施策を多くの企業に有効に活用してもらうことが重要である。 栃木県においては中小企業支援の中核的な役割を担う(公財)栃木県産業振興センターが事業を委託しているが、当該センター「よろず支援拠点」の2つの総合的支援窓口があることや、地方公共団体の関与がないため、地域で実施している各種支援事業と連動した効果的・効率的な運営ができていない。 「よろず支援拠点」には市町との連携に関するノウハウが無く、連携が必要な際には、県の関与が必要であり非効率的である。また、「よろず支援拠点」の支援情報等が県にないため、商工団体等と連携して実施するセミナー開催等について、事前に県の事業との棲み分けができない。 中長期的な視点に立った、県、市町、商工団体等支援機関の連携による伴走型支援体制を構築する中、国の方針によってその存立が左右される「よろず支援拠点」を位置づけることが難しい。 【財源スキーム】 経産省一県(交付金)→よろず支援拠点(委託費)	4【経済産業省】 (11)中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業により整備されるよろず支援拠点については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体と国が行うよろず支援拠点の定期的な意見交換の仕組みを平成28年度中に構築する。
27年	292	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公券要領	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)の移譲等	県が行っている中小企業支援事業の更なる強化を図るため、国が実施している中小企業支援事業(よろず支援拠点事業)の移譲又は国・県で協議した事業の実施を求める。	【具体的な支障事例】 県が中小企業支援センターに設置する「ワンストップ相談」の窓口と、国が設置する「よろず支援拠点」の窓口が分かれていることで、どちらにどのような相談をすべきかが不明確で相談者にとって分かりにくい状態となっている(別添参照)。 また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろず支援拠点に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 権限移譲等により、都道府県の実施する事業と連携し、地域の実情を適切に反映することで、より効果と上げることが期待される。また、「マネージャー」と「コーディネーター」の業務を可能とする、「よろず支援拠点」における相談管理のための「相談カルテ」を支援機関の実情に合わせてカスタマイズ可能なものとして、相談案件の一体的管理を可能とするなど、運用を改善した上で、都道府県支援センターで長期的に取り組むことが出来るようにすれば、サービスの面でも、支援スキルの浸透の面でも、より効果をあげることが出来る。	【再掲】 4【経済産業省】 (11)中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業により整備されるよろず支援拠点については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体と国が行うよろず支援拠点の定期的な意見交換の仕組みを平成28年度中に構築する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	183	産業振興	指定都市	京都市	経済産業省	B 地方に対する 規制緩和	中小企業信用 保険法第2条第 5項第5号	セーフティネット 保証(5号)業況の悪 化している業種 の認定要件への 「利益率減少」の 追加等及び指定 業種の見直し	中小企業への支援を充実し、地域の維持・発展を図るため、円安による原材料の高騰等にも対応するよう、認定要件に「利益率減少」を加えるとともに、とりわけ事業基盤が比較的脆弱な小規模企業については、認定要件の更なる緩和を求める。 併せて、指定業種の見直しを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を対象としたセーフティネット保証(5号)の認定に当たっては、「売上高が前年同期比5%以上減少している」又は「原油等について、仕入価格が前年を上回っている」とも認められ、軽減できないことが要件となっているが、売上高の減少に直結しがかかっている。又は持ち続けているものの、円安による原材料(原油等)以外も含む。)の高騰や人件費の増加等影響で、利益率が悪化している中小企業も少なくないと考えられる。 また、指定業種数が見直し等により減少しており(※)、この結果、本市では、京都ならではのものづくり産業(伝統産業関連業種)のうち、清酒製造業(日本酒)や紳・人絹繊維業(西陣織)等が指定から除外され、資金繰りに窮するなど、衰退の危機にさらされている事業者もある。 ※全業種(1133業種)を指定対象とする措置が終了した平成24年11月1日時点:686業種 →平成27年4月1日時点:254業種(△432業種、△63.0%) 【見直しによる効果】 当該認定要件の緩和及び指定業種の見直しにより、中小企業への支援が充実され、地域の維持・発展に寄与することができる。	
27年	270	産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府(1)のみ、和歌山県、関西広域連合	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	小規模支援法 第5、6条 改正小規模事 業者者支援法に 基づく伴走型支 援に関する補助 金	小規模支援法(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)に基づき (1)商工会、商工会議所が作成する「経営発達支援計画」に関する認定、公表、変更、取り消しの権限を都道府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に係る事務権限(補助要件の設定、公募、審査・採択、補助金交付等)を移譲すること。	小規模支援法(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)に基づき (1)商工会、商工会議所が作成する「経営発達支援計画」に関する認定、公表、変更、取り消しの権限を都道府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に係る事務権限(補助要件の設定、公募、審査・採択、補助金交付等)を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 小規模事業者に対する支援は、三位一体改革の中で国の地方への関与が見直され、都道府県が関係機関等との連携・協力の下に地域の特性や実情に応じた支援施策を展開しているところであるが、平成26年9月に施行された改正小規模支援法では、「経営発達支援計画」の認定等の事務は国の役割とされ、審査の過程で都道府県への参考意見の照会はあるものの、都道府県が直接関与出来ない仕組みとなっている。こうした仕組みの導入を契機に、今後、国の関与の強化や都道府県を介さない補助金の拡大なども懸念される。 【支障事例等】 経営発達支援計画の認定審査は、国が審査会を開催し外部有識者による評価が行われているが、審査審査にあたる外部有識者や民間のコンサルタント等は各地域の実情を熟知しているとは必ずしも言えない。 第1回認定作業が当初は平成27年3月末の予定で進められていたが、大幅にずれ込み、平成27年5月末においても認定時期が明確に示されていない。 また商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング調査等を支援する、小規模事業者推進対策推進事業における「改正小規模支援法に基づく伴走型支援に関する補助金」については、未だその詳細が示されていない状況である。 【効果・必要性】 各都道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行うことにより、全国一律の基準により計画の認定が左右されることなく、より地域の特性や実情を反映した支援計画の策定が可能となる。各都道府県が商工会等に交付するスキームとすることで、地域特性や小規模事業者の実情に応じた補助事業の要件設定が可能となり、より効果的に小規模事業者が支援できる。	4【経済産業省】 (3)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平55法1) (i) 経営発達支援計画の認定(5条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、申請後の都道府県への意見照会を申請期間終了後速やかに1行くとともに、都道府県が意見を作成する期間に配慮し、照会期間を十分確保する。 (ii) 経営発達支援計画の認定を受けた商工会又は商工会議所に対する補助については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、公募の予定や支援要件等の情報提供を行う。
27年	293	産業振興	都道府県	神奈川	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	産業競争力強 化法第127条、 第128条	中小企業再生支 援に関する事務 の移譲等	県が、創業から再生まで、企業の成長段階に応じた一貫した支援を主体的に実施するため、国が行っている中小企業再生支援事業の移譲又は県の関与の拡大を求める。	【具体的な支障事例】 小規模企業を含む中小企業が、地域で事業を持続し、成長発展していくためには、企業の発展段階に応じ、地域の実情を適切に反映したきめ細かな支援を実施していくことが不可欠であり、再生支援業務についても、県が、地域の実情や再生支援に至るまでの支援の経緯も踏まえながら主体的に関与することが望ましい。 しかし、例えば、法律や平成25年の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」について「上、中小企業再生支援については、国と地方が相互に連携して取り組むこととなっているが、県の職員が参加して行う協議会の全体会議は、通常年1回の開催であり、会議で配布される支援先の情報も会議終了後直ちに回収される状況である。 また、協議会が持つ支援先企業の情報について、協議会事務局職員以外の県支援センター職員には一切開示がされず、県及び県支援センターは主体的に支援に関与できない状況となっている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 県及び県支援センターとの実質的な連携を確保し、支援先に関する情報を共有し、県支援センターが主体性を発揮できる仕組みとした上で、支援手法によって協議会事業と支援センター事業で役割分担する(例えば、債権者調整は協議会、経営改善は支援センターなど)ことや、プロジェクトマネージャの選任のプロセスへの県の実質的関与を強化することで、県支援センターの一貫した支援の範囲を拡大することが出来る。 なお、金融検査上や税制上の取扱いを維持した上で、再生支援を一層推進していくため、国において金融検査マニュアルなどの整合が図られた適切なマニュアルを整備し、都道府県と共有すべきであると考えられる。	4【経済産業省】 (10)産業競争力強化法(平25法98) (i) 中小企業再生支援協議会が行う中小企業再生支援業務(127条)については、都道府県の個別中小企業に係る経営改善支援との連携強化を図るため、地域の実情に応じて、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体と対応し、中小企業支援ネットワーク会議等も活用しつつ、互いの施策や案件、当該協議会から関係支援機関への申し送り状況等の情報共有をより一層促進するよう、当該協議会に平成27年度中に通知する。
27年	313	産業振興	都道府県	香川県、徳島県	総務省、経済産業省	A 権限移譲	産業競争力強 化法 第113条、114 条、137条9項 創業・第二創業 促進補助金	創業支援事業計 画の認定権限の 都道府県への移 譲	創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行えるよう次のとおり提案する。 ①創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 ②創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲	地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。 そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に対応している創業支援センターの機能等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、「(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。 しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関係機関との間で、同補助金が減少し、市町の関連施策の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができると、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受けることへのメリットが大きい。 以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。	4【経済産業省】 (10)産業競争力強化法(平25法98) (ii) 創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるように、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応が可能とするなどについて、地方共同体に平成27年度中に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	52	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	経済産業省組織規則第231条19号等 創業・第二創業促進補助金募集要項	創業支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている創業支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を超えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップにより効果的・効率的に行える。 創業支援については、国と都道府県がそれぞれ創業者等への支援事業を展開しており、典型的な二重行政となっている。本県では、創業支援の取組として、平成16年に創業・ベンチャー支援センター埼玉を開設しており、平成26年度までに2,235社の起業実績を上げている。国と都道府県に分かれている創業支援を都道府県が一元的に行えば、こうした創業支援の実績を活用し、日頃の市町村や商工団体とのネットワークを生かして、より効果的な支援を行うことができる。 【支障事例】 身近な県で創業に向けた助言等を受けている創業者にとって、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の窓口に向かなければならないことが二度手間になっている現実がある。また、国の補助対象事業に適合させるため、創業・ベンチャー支援センター埼玉等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。 【効果】 創業・第二創業促進補助金(1424→25は地域産業創造型等起業・創業促進補助金)については、25年度までは各都道府県ごとにその関係機関等が地域事務局を務めていたが、26年度からは経済産業省が委託した民間企業1社が事務局になったので、都道府県との関係が希薄化している。	【再掲】 4【経済産業省】 (10) 産業競争力強化法(平25法98) (ii) 創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
27年	230	産業振興	都道府県	京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県	経済産業省(特許庁)	B 地方に対する規制緩和	商標法第7条の2 商標法第77条第2項 特許法第194条第2項 請求事項に対する回答要領2(1)	地域団体商標の申請手続の簡略化	地域団体商標の周知性に係る出願人所在地以外の都道府県については情報提供のみを行い、照会を廃止する	地域団体商標については単一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を満たさないことから、出願人の所在地以外の都道府県へも、特許庁により周知されているか照会されている。しかし、他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添付されている回答要領に記載されている報道、記者会見等の実績等の周知性を回答するには、地方新聞紙などのメディア報道実績や事業者が配布しているパンフレットやチラシ等の広報物の回付状況を確認する必要があるが、当該実績があつたとしても周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄区域内で活動しているかも不明なため対応が困難であることから情報が無いとして回答するしかない状況である。 実態としては、出願者自身等において周知性を証明していることから、一斉照会を廃止し、出願人の所在地以外の都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所在地である都道府県のみ回答するものとする。各都道府県への照会と各府県における対応、とりまとめ作業を省力化し、手続の迅速化を図る。	6【経済産業省】 (4) 商標法(昭34法127) 地域団体商標の審査において都道府県に対して行っている周知性の照会については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、出願人が所在する都道府県以外の都道府県に対する照会は平成27年度中に廃止し、情報提供のみとする。 【措置済み】(平成27年7月31日付け特許庁審査業務部商標課通知)
27年	116	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	原子力発電施設立地地域共生交付金交付対象事業への弾力的な充当	原子力発電施設立地地域共生交付金の交付対象事業への弾力的な充当	当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ことの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 当交付金は、同交付金交付規則第4条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、核燃料サイクル交付金は基金を造成しているのに対し、共生交付金は当該年度での実施事業費を申請している。 共生交付金もサイクル交付金と同様に、基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 現在のところ、地域振興計画書に位置付けた個別事業ことの交付金充当額に変更は生じていないが、今後、事業最終年度に入札減少金が発生し、個別事業ことの事業費に充当できず、個別事業費での流用ができなければ、サイクル交付金と同様に、交付限度額(25億円)どおりの交付を受けることができない懸念がある。 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資することができる。		
27年	117	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	核燃料サイクル交付金交付規則第3条	核燃料サイクル交付金交付規則第3条	当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ことの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を造成し、その基金を取り崩すことによって、地域振興計画に定めた事業を実施している。 基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 しかし、平成22年度の伊方町の防災行政無線整備事業に要する財源は、平成21年度に交付申請し交付決定を受け積み立てたものであり、22年度に入札減少金が発生したが、単年度事業であったため、翌年度以降に活用することができます。国へ返還した経緯がある。 本制度は60億円を限度として交付されるものであるが、本県では、この入札減少金を返還しており、限度額どおりの交付を受けることができない見通しであるため、地域振興計画の変更承認などにより、サイクル交付金を活用する予定事業の中であれば、交付申請内容と異なる事業への充当も可能なような制度とし、交付限度額全額の事業への充当ができるようにしていただきたい。 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の設置及び運転の円滑化に資することができる。		

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にアヒリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合はあるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 6【経済産業省】 (3)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)、農林水産省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 半島振興法第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にアヒリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合はあるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【再掲】 6【経済産業省】 (3)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)、農林水産省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。
27年	34	土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土地区画整理法第55条第3項、第136条の3、地方自治法施行令第174条の39	土地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し	土地区画整理事業の事業計画の意見書については、都道府県都市計画審議会に付議しなければならないが、指定都市の区域内で完結する事業に係る意見書については、指定都市の都市計画審議会(指定都市では設置が必須)の付議と改めるよう求めるもの。	【制度改正の必要性・支障事例等】 道府県都市計画審議会の事務局である道府県の関係部署への事業内容の説明や資料のやりとり等について、市域の実情に精通した市の部局と比較すると多くの労力を費やしている。また、道府県都市計画審議会の場合は、開催頻度が年2回前後と少ない上、開催時期の設定においても指定都市側には基本的に調整の余地は無く、道府県の定めた開催日までタイムラグが生じるケースがある。 【見直しによる効果】 市域の実情に精通した指定都市の都市計画審議会が審査することになる利点や、事務の簡素化(都道府県と指定都市と連絡調整が不要)による時間の短縮が見込まれる。また、市の都市計画審議会の場合は開催時期を調整できるため、タイムリーな審議ができる。	5【国土交通省】 (1)土地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の付議先(55条3項)については、当該意見書の取扱いの通知(55条4項)が、法127条7号に基づき行政不服審査法(昭37法160)の適用除外とされていることも踏まえ、付議先の変更が審査に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への見直しを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	228	土地利用(農地除く)	都道府県	京都府、関西広域連合、兵庫県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土地区画整理法第55条第3項、第136条の3、地方自治法施行令第174条の39	土地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し	政令指定都市が土地区画整理法第52条第1項の規定により事業計画を定めようとする際に、利害関係者から意見が提出された場合は、同法第136条の3、同法施行令第77条、地方自治法第179条の39により適用される土地区画整理法第55条第3項の規定により、政令指定都市の長は、都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。 一方で、都市計画については、指定都市は都市計画法第15条により都道府県と同様の策定権限を持ち、同法第19条により、指定都市の都市計画審議会の議を経て計画を決定するものとなっており、政令指定都市が都道府県都市計画審議会に付議する都市計画の案はない。それ以外の地方公共団体が都市計画審議会を置いているならば、土地区画整理事業計画に対し提出された意見書を付議するのは、都道府県都市計画審議会ではなく政令指定都市の都市計画審議会とするべきである。 【支障事例】 都道府県都市計画審議会に付議するには、指定都市からの意見書に関する考え方の聴取や追加資料の作成と確認依頼、意見書検討委員会での審議、委員への復旧(なぜ指定都市の事業を審議するのか等の説明も含む)等の業務が生じ、照会等のやりとりや、委員への説明に一ヶ月の調整期間を要している。	【再掲】 5【国土交通省】 (1)土地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の付議先(55条3項)については、当該意見書の取扱いの通知(55条4項)が、法127条7号に基づき行政不服審査法(昭37法160)の適用除外とされていることも踏まえ、付議先の変更が審査に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への見直しを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	218	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法省令第13条第3号イ	道路に関する都市計画の「軽易な変更」の対象拡大	都市計画法第21条第2項の都市計画の変更について、政令第14条で定める省令第13条の規定により道路に関する都市計画の軽易な変更の対象が定められているが、この対象を拡大し、手続きの簡素化、時間短縮を図る。	【制度改正の必要性】 道路(県管理の国道)に関する都市計画の軽易な変更については、省令第13条第3号に定められているとおり、線形の変更による位置又は区域の変更は、中心線のずれが100m未満、かつ、変更となる区間の延長が1,000m未満のものに限られている。しかしながら、一般に、航空写真等を元に都市計画決定した後、詳細な調査や測量を行った結果、線形の変更を行う必要が生じることは、区間の延長に関わらずしばしば起るものとして、詳細な調査等に伴う変更については、国土交通大臣の協議において、議論となるものではなく、実際、過去5カ年(平成21年度～25年度)の協議で、計画の本質的な変更を求めるような意見が出されたことはない。 このことから、変更となる区間の延長が1,000m以上のものであっても、詳細な調査や測量に伴うものなど、軽易な理由によるものについては、国土交通大臣への協議は不要とすべく、省令で定める軽易な変更の対象を拡大し、変更となる区間の延長による罅りを廃止すべきと考える。 【具体的支障事例、制度改正の必要性】 鳥取県では、本条件に該当する変更手続は、手続き中の案件が1件、今後予定している案件が1件あるが、これらについて、現行制度では、標準事務処理期間である事前調整60日間、協議・同意30日間を要することとなること、制度改正が実現すれば、手続きの簡素化、時間短縮が図られる。 また、線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線のずれが100m未満、かつ、変更区間延長が1,000m以上のものうち、詳細な調査や測量に伴う軽易な理由によるものは、中国5県において、過去5カ年の間に6件あった。	
27年	12	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 土地利用・整備・保全の推進については、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体が自主かつ主体的に取り組む“地方創生時代の体系へ”見直ししていくべきである。都市計画区域の指定は、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているが、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については、国土交通大臣が関係府県の意見を聴いて指定することとなっている。これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思われる。 しかし、現在、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見調整等を図ることが可能である。したがって、現在は、広域連合内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲すべきである。 なお、府県境を越えて一体的に発展している地域として、関西広域連合域内では、大阪府豊中市と兵庫県尼崎市、大阪府枚方市と京都市八幡市など、複数存在する。今後においても、同様の事例が府県境を越えて開発され発展することも想定される。本権限が移譲され、複数府県に跨がる都市計画区域についても地方が主体となって指定できることとなれば、一体的で調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。 【懸念の解消】 区域指定に当たり国の関与が必要というのであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととするにより、その懸念は払拭されると思われる。	
27年	318	土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第9条第3項	一の市域内で都市計画区域が完了している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。」と規定されているが、一の市域内で都市計画区域が完了している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	【支障事例】 指定都市が都市計画決定を行うにあたり、従前は都道府県との同意協議が必要とされていたところだが、都市計画法第19条第3項の改正により、現在は都道府県と同意なし協議を行うこととなっている。しかしながら、同意なし協議においても公文書の取り交わしを行っており、実情として協議に要する期間は同意あり協議と変わらず手続きに時間を要することとなっている。特に、他の都市計画区域との関連性がなく、広域の見地からの調整を要しないものについても同様の手続きを行っており、同意から協議への変更が、都市計画手続きの迅速化、事務の効率化につながっていない。 【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項に基づく都道府県協議は、その案件の内容によらず都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定に関し、全て必要とされている。しかし、他の市町村又は他の都市計画区域との関連がなく、一の市町村の中で完結し、他の市町村に影響がない都市計画については、広域の見地からの調整の必要性は存在しないものと考えている。また、都市計画区域マスタープラン(以下「区域マス」という。)まで決定権が移譲されている指定都市においては、適合性を図るべき都道府県が定める都市計画は存在しないと考える。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたこととは、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができる」という制度を設けることで支障はないと考える。	
27年	332	土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項	一の市域内で都市計画区域が完了している指定都市の都市計画決定・変更案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。」と規定されているが、一の市域内で都市計画区域が完了している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	【制度改正の必要性】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「区域マス」という。)の決定権限が指定都市に移譲されることになっていることを鑑みると県知事への協議を廃止しても問題ないと考えており、都市計画手続の迅速化につながる。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに概ね2か月間程度の事前協議の後に原則4週間の本協議期間を要することとされている。本協議の回答を得て、都市計画法17条縦覧手続に入ることから、手続の迅速化といった点で、事務効率に支障が生じている。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。指定都市は、一般の市町村とは異なり、人口及び産業の集積を背景とする。大都市圏の複雑多岐な行政需要を充足するため、各種の事務事業の総合的・計画的実施を促すことが求められており、区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたこととは、区域マスを含めた都市計画決定の権限に関して、都道府県と同様の権限を有することであるので、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができる」という制度を設けることで県協議を廃止した場合も支障はないと本市としては考えている。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	291	土地利用(農地除く)	町	栄町	国土交通省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の3、都市計画法施行規則第23条の3、工場立地法第4条第1項第1号、工場立地に関する準則第2~4条	開発許可に係る技術基準の緩和(緑地帯その他の緩衝帯の配置)	都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の緩衝帯の設計基準について、工場用地を目的とする開発行為であって、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公表する工場立地に関する準則第4条に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定により、開発区域の境界によってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められているものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。 工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針はあるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・幅員を特定された上で求められる。しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法に係る適用除外規定を設けることを提案する。 【制度改正の効果】 現在、開発許可による造成を念頭に既に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周辺に家庭がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要がある。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	6【国土交通省】 (14) 都市計画法(昭43法100) (v) 開発許可における緑地帯その他の緩衝帯の設置を求める基準(施行令第28条の3)については、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺状況等を勘案して、工場立地法(昭34法24)に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能であることを明確化する一方で、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査の上、検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	186	土木・建築	指定都市	京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第2条第1号イ 宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号	傾斜基準の見直し(宅地造成等規制法と土砂災害防止法の基準統一)	宅地造成等規制法上「擁壁を要しない」とされる基準と、土砂災害防止法上「急傾斜地」とされる基準が異なるため、法改正を行い、統一することを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 基準にずれがあるため、例えば、高さが5m以上で勾配が30度以上35度以下の崖部分について、宅地造成等規制法上は「災害を防止するために必要な措置が講じられている(=擁壁を要しない)」と判断されたにもかかわらず、土砂災害防止法上は「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定されることが起こり得る。 このような場合、市民にとっては安全なのか危険なのか判別しがたく、混乱をきたすおそれがあり、基準のずれについて説明を求められても、宅地造成工事規制区域の指定主体である市として、責任ある回答が困難な状況である。 【見直しによる効果】 基準のずれが解消されることにより、上記の混乱の発生等を未然に防止することができ、安全性の面において統一対応が可能となる。	
27年	141	土地利用(農地除く)	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法施行令第8条	都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和	都市公園法施行令第8条の基準について、法第4条と同様に法的基準とすることを求める	【制度改正の経緯】 本県では、平成24年に開催した「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会)」を契機に、障がい者スポーツを含むスポーツに対する県民の関心が一層高まったところであり、これらの成果を次世代に継承・発展させるため、平成25年3月「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」を制定するとともに、その理念を具現化するため平成27年3月に「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定したところである。また、平成27年2月に暫定版を策定した「清流の国ぎふ」創生総合戦略においても、スポーツによる地域振興と障がい者スポーツの推進等を主要施策に位置付けているところである。 施策の推進に当たって中核となる本県の都市公園「岐阜メモリアルセンター」については、県内スポーツの先導的な役割を果たす施設であり、体育館、野球場、陸上競技場等11施設を配する総合運動場として整備してきた。 施設の改修に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることから、ニーズを踏まえたスポーツ施設の検討を行いたいが、現在、建築面積及び運動施設の敷地面積が49.967%まで達していることから、運動施設の50%の敷地基準が支障となっている。 【制度改正の必要性と効果】 地域の実情に応じた都市公園の運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積について、「法令の基準を参照し、地方公共団体の条例で定める範囲」としていただきたい。運動施設を現状の競技施設基準に適合した改修をすること、地域住民の新たなニーズに応じた運動施設等を設置すること、障がい者スポーツの推進のためのバリアフリーを設けることで、施設の利用者を増やし、地域活性化につなげる。	6【国土交通省】 (9) 都市公園法(昭31法79) (イ) 都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限(施行令第8条1項)については、政令を改正し、基準を弾力化する。 具体的な制度設計については、都市公園における運動施設の設置の状況や地方公共団体の意向等を調査し、平成28年中に結論を得る。
27年	185	土地利用(農地除く)	指定都市	京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	駐車場法施行令第12条	駐車場法における路外駐車場の換気基準の見直し	機械換気と自然換気の併用及び開口部の取扱いに係る具体的な規定を設けることを求める。	【提案の背景】 路外駐車場には一定の能力を有する換気装置の設置による機械換気が義務付けられているが、一定の面積の開口部を有し、自然換気可能な場合はその限りでないとしていた。 第27回全国駐車場政策担当者会議での国交省の見解として、機械式換気と自然換気の併用については、その審査方法が確立されておらず、性能の確保の確認はできないとされている。 【具体的な支障事例等】 自然換気と機械換気の併用に関する規定がないため、本市において併用換気を前提とした路外駐車場の案件を取り扱った際、併用換気の可否や換気能力の算定方法について、事業者との対応に苦慮したことがあり、駐車場面積から自然換気可能面積を差し引いた面積を機械式換気対象面積として装置の仕様を求める方法で対応した事例があるが、自治体で対応が異なるとは公平感に欠けるため、国の基準で定めるべきと考える。 また、開口部として算入できる構造については、建築物一般に適用される建築基準法施行令の基準が適用されるが、同基準は居室等にも適用されるものであり、排気ガスが排出される路外駐車場を同列に扱うことは適切ではないと考えられる。 路外駐車場については、その特性から、駐車場法という個別の法で管理されている趣旨を踏まえ、開口部の基準(1部分あたりの最低面積や床面からの高さ、格子状の柵や桁材の控除の取扱い等)についても個別検討し、同法施行令に明確に規定すべきであると考える。 【見直しの効果】 路外駐車場の円滑な整備、事業者への公平な対応のほか、より実態に即した適切な換気環境の整備を実現することができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	288	農地・農業	都道府県	兵庫県、京都府、大宮府、和歌山県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件等の緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を高たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるように面積要件及び解除要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月16日に都市農業基本法が成立されたことに伴い、都市農業の振興や多面的な機能の発揮が求められている。 【支障事例等】 本県では、平成26年度に、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、生産緑地が道連れ解除となったケース(約2,000㎡)があった。ある例では、複数人で1回の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡し、農業の後継者がいなかったため、その農地を手放すこととなり、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなった。そのため、生産緑地の指定は解除され、残りの農地で営農していた者にも相続税の納税と猶予期間の利子税が発生し、営農継続の意志はあったが、納税のため農地を売却した。 【効果・必要性】 意欲ある農業者が営農を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることから、住民は、雨水貯留などの防災効果やヒートアイランド対策、環境学習体験の場としての活用など、農地の多面的な効用を享受することができる。	
27年	6	土木・建築	施行時特別市	福井市	厚生労働省、国土交通省	A 権限移譲	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条、第5条、第7条	サービス付き高齢者向け住宅に関する権限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求め、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求めている。	【制度改正の背景】 国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところであるが、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。 県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整備数には大幅な乖離がある(H26年度 目標数:366戸 整備数:781戸 ※福井市含む4市町計)。 【具体的支障事例】 各市町で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と逆行する現状がある(福井市内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟・1,282戸 福井市:23棟699戸※内まちなか地区外:20棟588戸))。 【制度改正の必要性と効果】 県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなくサービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応じた登録基準の設定や市内中心地に限って床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高住の供給管理を実施できる効果がある。	【掲載】 5【国土交通省】 (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)(厚生労働省と共管) 高齢者居住安定確保計画(4条)については、市町村が都道府県と協議の上、計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化、緩和等(7条1項9号及び施行規則15条)を行うことを可能とする。
27年	25	医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)施行規則第11条	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(空家の有効活用)	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供者の常駐場所の要件等の緩和を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府においては、日本版CCRCの検討が進められている。 サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっているが、地方においては放置されている空き家対策が喫緊の課題となっていることから、既存の空き家をバリエーション化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方への移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一举に解決することができる。そこで、より地方の実態に即したものとなるよう、安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所(サービス提供拠点)について、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型も認めることを求める。 (制度改正の必要性等) サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空き家対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をバリエーション化した上で、一群のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存の空き家の有効活用をさらに押し進めることが可能となる。 (支障事例等) 本県の但馬や丹波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以内でサービス提供拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する郡部においては、移動は車が中心であるため、徒歩での巡回に代わり、車での移動が現実的である。 【効果・必要性】 郡部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートルと移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態に即した空き家の有効活用をさらに押し進めることができる。	
27年	290	医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の整備促進に向けたサービス提供者の常駐場所の要件緩和	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所については、歩行距離で500メートル以内の所に設置することとされているが、地域によっては空き家が点在する場所もあることから、車で約10分程度まで拡大すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、状況把握及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐場所について、敷地又は隣接地に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能となるよう基準の見直しが行われた。 【支障事例等】 本県の但馬や丹波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以内でサービス提供拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する郡部においては、移動は車が中心であるため、徒歩での巡回に代わり、車での移動が現実的である。 【効果・必要性】 郡部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートルと移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態に即した空き家の有効活用をさらに押し進めることができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	55	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	国住街第188号平成23年3月25日付け「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」 建築基準法第52条第14項第1号の許可準則	コージェネレーション的利用時の廃熱利用機器に係る容積率の緩和	平成23年3月25日付け国交省通知(技術的助言)及び建築基準法第52条第14項第1号の許可準則において、廃熱の供給側であるコージェネレーション設備だけでなく、廃熱を別建物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限の特例として明記すること。	【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できることで、省エネ、省CO2に非常に効果的であるのに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも貢献するものである。(コージェネのエネルギー効率はいち約75%~80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%) 複数の施設でコジェネの廃熱を面的に利用する方法は、省エネ・省CO2の観点から、今後ますます重要となる。分散型エネルギーのコジェネを効率的に利用するためには、コジェネからの電気・熱を面的に利用する必要があり、そのためには受入先のインセンティブも必要である。(廃熱の供給側であるコジェネ設備については、容積率制限の特例が認められている(上限は基準容積率の1.25倍)、受入側の廃熱利用設備は明記されていない) 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともに重要な柱として位置付けている。そのため、当該通知及び建築基準法第52条第14項第1号の許可準則を改正し、コジェネの廃熱を別建物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限の特例に明記することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 東京都でのオフィス街の再開発案件において、コジェネの廃熱利用側のビル(延床30,000㎡)では廃熱利用施設を設置するために約70㎡のスペースを要した。そのため利用できる容積が減ってしまうため、廃熱の受入れを断念するケースがあった。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	78	土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	建築基準法第12条第2項、第4項	特定行政庁における定期点検の対象建築物・建築設備に関する規制緩和	建築基準法第12条第2項および第4項(昇降機を除く)の定期点検の対象建築物・建築設備について、法第12条第1項および第3項同様、特定行政庁が指定することができるように法改正を求める。	【制度改正の背景】 定期点検の対象となる建築物・建築設備について、民間と建築主事を置かない市町村は、特定行政庁の指定するものを対象とする一方、国、都道府県、建築主事を置く市町村は、法令で定める床面積100㎡超の建築物などを対象とし、特定行政庁の裁量の余地がない。現に、豊田市では、倉庫や車庫等、不特定多数が使用しない建築物が、民間では対象となっていないが、豊田市役所所有の施設は対象となっている。 【具体的支障事例】 「倉庫」に着目すると、民間の倉庫および建築主事を置かない市町村の管理する倉庫について、愛知県では定期点検の対象外だが、国、都道府県、建築主事を置く市町村が所有する100㎡超の倉庫は、法令の規定に基づき、定期点検の対象となる。豊田市で100㎡を超える倉庫は、29施設8,568㎡存在し、委託費約100万円/3年に加え、それにかかると人員費が必要となっている。 【制度改正の必要性と効果】 法律上の定期点検の対象範囲について、「民間、建築主事を置かない市町村」よりも「国、都道府県、建築主事を置く市町村」の方が広がっている地域が現に存在する。この範囲区分に明確な根拠はないと思われる、実質的に維持保全を確実に行うことが重要であり、不特定多数の者が利用する施設を対象とする等、整理を行う必要がある。 定期点検(損傷、腐食その他の劣化状況点検)の対象となる「床面積が100㎡を超える倉庫」について、倉庫や災害発生時の出入りが困難に少なく、安全配慮の必要性が低い用途に供されているものを対象から除外すれば、公共建築物に係る維持管理コストの縮減を図ることができる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	192	医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第6条第3項、第7条第1項 建築基準法第48条第1項、第2項 旅館業法第6条	産後ケア事業の推進に向けた法的位置づけの付与及び各種規制の緩和	世田谷区の独自事業として行っている産後ケア事業の推進及び全国への波及を目的として、現在法的な位置づけのない産後ケアセンターに児童福祉法等による法的な位置づけを与えるほか、センター設置にあたって障壁となる各種法規制(建築基準法、旅館業法)の規制緩和を行うことを求める。	【制度的な支障事例】 世田谷区では全国に先駆け「産後ケアセンター稼新町」を開設しているが、育児不安等を抱える出産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の拡充が課題である。 一方で、産後ケアセンターの法的な位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令による規制等の確認を行いながら事業を進める必要があり、事務が煩雑となるほか、次のような事業の性質からは必要ないと考えられる規制を受ける。 ①建築基準法第48条に基づく別表において第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる建築物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるかが判然としない。 ②産後ケアセンターが福祉施設としての法的な位置づけを有していないため、旅館業法の適用を受けることとなり、例えば、カンターの幅に係る規定や宿泊者名簿の備えが必要となり、本来的には必要ないと考えられる設備基準を満たさなければならない。 【支障の解消に向けた方策】 上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるなど、法で定められた施設とするほか、次のような方策を検討された。 ①特定行政庁の判断で、法48条別表第2に列挙する建築できる建築物に「類するもの」として独自に解釈する方法も考えられるが、全国的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行う。 ②他の児童福祉施設と同様、①の法的な位置づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないことになると考えるが、法的な位置づけが得られないにしても、通知等により適用除外規定を定める。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	56	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公営住宅法第2条第15号	公営住宅建替事業の施行要件の緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の集約化や廃止を計画的かつ円滑に行うため、公営住宅法第2条第15号の「現地要件」を緩和し、非現地で法定建替事業が行えるよう法改正を行うこと。	【制度改正の必要性】 本県の県営住宅は、小規模な団地が比較的多く、今後の世帯数の減少、コンパクトなまちづくりや維持管理費削減の観点から、老朽化した小規模団地については、用途の廃止や中規模・大規模団地の建替えに合わせた集約化を推進することが必要となっている。 再編整備の前提となる公営住宅の建替事業を法定建替えとして実施するには、公営住宅法第2条第15号により現地要件を満たすことが必要である。法定建替えでは入居者に対して法に基づく明渡請求を行うことができないが、任意建替えではできない。 本県では、平成37年次までに10団地を用途廃止し、中・大規模団地へ集約する目標値を設定しており、厳しい財政状況の中で、再編整備を効果的かつ効率よく推進するためには、非現地で建替えを法定建替えとして実施できるよう現地要件を緩和することが必要である。 【支障事例】 任意建替えでは法に基づく明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわたる交渉が必要となる場合もあり、計画的な廃止や集約化といった再編整備をスムーズに進めることができない。また、明渡請求を行えない廃止予定団地については移転対象者をより少なくするため、あらかじめ民間入居者を止める必要があり、団地を廃止するまで空き室が生じその間の家賃収入を得ることができない。さらに、少数であっても残入居者がいる間は、建物の維持管理費がかかるため家賃収入と支出との均衡が図れない。 【懸念の解消策】 入居者に対する明渡請求は入居者の権利を制約するものであるが、公営住宅建替事業は、公営住宅法第39~43条で入居者保護の規定(再入居の保障、仮住居の提供、移転料の支払等)が整備されており、公営住宅建替事業の画一的かつ迅速な実施のために、借地借家法第28条(正当理由)の特例として明渡請求を行うことが認められており、明渡請求は行われず、現地要件を緩和してこれら入居者保護規定が適用されるのであるから、入居者保護に欠けることはないと考えられる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	81	土木・建築	中核市	豊田市、松山市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第29条	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額な収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	【制度改正内容】公営住宅法施行令第9条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成26年度の実況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者219名(全体の12.33%)が引き続き入居しており、入居待機者は285名に及んでいる。 【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、219名のうち40名が高額所得者になり、住宅の明渡しを請求することができるようになる。40名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。 【制度改正の必要性】入居資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高所得者の収入基準設定が必要と考える。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。	6【国土交通省】 (5)公営住宅法(昭26法193) (iii)公営住宅の明渡し請求の対象となる高所得者の収入基準(施行令第9条)については、現在、全国一律に政令で定めているが、これを改め条例に委任するなど地域の実情を反映する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	184	土木・建築	指定都市	京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅地区改良法第4条第2項及び第5条第1項	住宅地区改良法に基づく改良地区指定及び事業計画の決定に係る申出手続きの緩和	改良地区の指定及び事業計画の決定に当たって、市が申出をする場合は都道府県を経由しなければならぬが、経由する時間の短縮化、事務の効率化のために、市が直接国へ申出することができるよう、規定整備を求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】本市においては、新規指定の予定は今のところないものの、計画変更案件が年2~3件ある。この手続きにおいても、改良地区の指定の申出の際と同様、都道府県を経由する必要があり、都道府県における内部の事務処理に2~3週間を要している。指定都市が都道府県に申し出る手続き、都道府県が国に申し出る手続きを踏む必要があり、事務に無駄が生じている。(なお、都道府県とは必要に応じて、事前協議等を行っている。) 【見直しによる効果】当該規制を緩和することにより、事務が簡略化され、手続きに要する時間が短縮される。	
27年	226	土木・建築	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第16条第1項	一部入居者の公営住宅の収入申告において職権認定を可能とする	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、事業主体側で把握することが可能な生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・入居時に生活保護受給中は以後の収入申告を職権で認定し、福祉事務所と公営住宅管理者との間で個人情報等をやりとりすることに対する同意書を徴取する。その後は、福祉事務所等に文書照会して生活保護を受給している入居者リスト及び所得情報を入手し、それらの方について一括して職権認定を行う。 ・入居中に生活保護の受給を開始した方は、最初だけ同意書をもらい、その後は、入居時から生活保護を受給している方と同様に認定する。 ・公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 【支障事例】生活保護受給者等について、申告懈怠により近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費との差額を負担しなければならない、滞納やにつながるケースが発生している。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもあり、受給者本人の自立を妨げる要因になっている。	6【国土交通省】 (5)公営住宅法(昭26法193) (ii)公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告(16条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて検討の上、認知症患者等に対し職権認定を認めるなど、その方法を拡大することし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観点で事業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公共団体に周知する。	
27年	227	土木・建築	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第16条第1項	一部入居者の公営住宅の収入申告において代理申告を可能とする	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増するとと思われる単身の認知症患者については、本人の申告でなく市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・地域包括支援センター又は市町村高齢者福祉担当部局から認知症の入居者について申告書(表紙)を提出してもらい、市町村の課税台帳(H28.1月~マイナンバー)で所得状況を確認の上、認定を行う。 ・公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 【支障事例】申告懈怠により、近傍同種家賃を設定されるケースが発生しており、本来負担すべき家賃に比べ著しく高額の家賃を払わなければならない状態となっている。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもある。	6【国土交通省】 (5)公営住宅法(昭26法193) (ii)公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告(16条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて検討の上、認知症患者等に対し職権認定を認めるなど、その方法を拡大することし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観点で事業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公共団体に周知する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	287	土木・建築	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業等が認められているが、対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加するとともに、事後承認とするよう規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版CCRC構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。 【支障事例等】 兵庫県の公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。 小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよう「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,856人となる見込みである。 兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興県営住宅の敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、借手が1人以上の住戸は事前承認は容易でないとの見解だったことから、駐車場を用途廃止の上、福祉施設を建設したため、事前相談(平成24年3月)から事業開始まで2年10ヶ月を要した。 3人に1人が自宅で介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を営む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。 【効果・必要性】 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」のような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。	
27年	289	土木・建築	都道府県	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域優良賃貸住宅制度要綱第16号	特別賃貸県営住宅の入居促進を図る制度要綱の改正	入居率の低い住宅を低額所得者向けに提供できるよう用途変更し、公営住宅に準じて円滑な入居促進を図るよう、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号に記載する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に「地域特別賃貸住宅」の追加または通知等での明文化を求める。	【提案の経緯・事情変更】 本県では、ひょうご県民住宅(「地域特別賃貸住宅」と「特定公共賃貸住宅」の2種)の空き家対策を促進しているが、当該住宅の入居率が低い(6割弱)一方、合築の公営住宅の入居率は9割を超えている。 【支障事例】 本県では、入居率の低い地域特別賃貸住宅を低額所得者向けの地域優良賃貸住宅に用途変更したいと考えている。 しかし、地域特別賃貸住宅を用途変更のため廃止しようとしても、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号で規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に、地域特別賃貸住宅が入っておらず、公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)への用途変更が可能かどうか明確でない。そのため、用途変更後の地域特別賃貸住宅が公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱に基づき大規模修繕等の対象とならない可能性があり、用途変更が進んでいないことから、地域優良賃貸住宅制度要綱の改正または通知等で明文化することを求める。 ※地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号 ※地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅について用途変更のための廃止を行い、(以下略) 【効果・必要性】 国の要綱改正により、入居率の低い特定公共賃貸住宅に加えて地域特別賃貸住宅についても、用途変更を速やかに進めて入居促進を図ることが可能となるほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にある公的賃貸住宅団地のストック活用にもつながる。	
27年	305	土木・建築	都道府県	大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号及び3号	地方公社が賃貸する住宅の賃借人に関する要件緩和	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号における賃貸住宅の賃借人の資格に学校法人を追加すること及び同第3号に定める保証人に関する規定の削除を求める。	【提案内容】 地方住宅供給公社における団地コミュニティの形成や活力の向上、学校法人等における教育の質の充実のためには、学生に公社団地に住んでもらい、学生が地域貢献活動をするなど、公社と学校法人等が連携して公社団地を活用することが望まれるが、地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号においては、賃借人の資格を限定的に定めており、学生を入居せよとする学校法人等に賃貸することができない。 また、同条第4号の「確実な保証人のある者」との規定のため、法人に賃貸する場合に、保証人を得られず賃貸に至らないケースや、軽賃借人である従業員が個人保証するといった矛盾した事態が生じている。一方、公営住宅やUR(都市再生機構)住宅については法令上保証人を求めていない。 このため、同条第1号における賃借人の資格に学校法人等を加え、学校法人等が契約名義人として公社との間に賃貸借契約を締結することを可能とするとともに、同条第3号の規定を削除するよう提案する。 【支障事例】 大阪府住宅供給公社では、公社賃貸住宅を留学生の入居用として活用したい学校法人と協定書を締結の上、学生と賃貸借契約を締結しているが、次のような点が支障となっている。 ・学生の人れ替わり時、住戸は同じでも、個々の学生との契約は一旦終了する。契約終了に伴う原状回復等について、間に入った学校法人とも調整が必要である。 ・協定に基づき、契約等に係る諸手続を学校法人が行うが、契約そのものは個々の学生と締結するため、間に入った学校法人と公社の双方にとって事務が煩雑である。 ・(連絡もなく突然帰国する留学生がおり、)契約者不在となった住居の退去事務等が滞る場合がある。	6【国土交通省】 (13)地方住宅供給公社法(昭40法124) (イ)地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の資格(施行規則13条1号)については、省令を改正し、平成27年度中に「学校法人」を追加する。 (ロ)地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人に係る保証人規定(施行規則13条3号)については、賃借人が賃借人に係る保証人の有無にかかわらず賃貸できるよう、省令を改正し、平成28年中に廃止する。
27年	102	土木・建築	施行時特別市	長岡市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金事業における「年度間調整」第7 2項及び3項	社会資本整備総合交付金事業における「年度間調整」について	社会資本整備総合交付金について、次年度以降における交付限度額の増額交付、計画期間内における年度間調整等、制度・運用の緩和を求める。	【現状】 社会資本整備総合交付金交付要綱において、当該年度の交付決定額に対して実施額が下回った場合、その差額を国に返還することなく、翌年度の交付限度額から減額調整ができる一方、当該年度の交付決定額を超えて実施しても、翌年度の交付限度額における増額調整は認められていない。 地方では、財源を国庫補助金としている場合、要望額に合わせて予算を決定するが、実際の執行は、交付決定額に合わせて行っているため、交付決定額は地方の予算執行を大きく左右している。 【支障事例】 本市では、今年度、交付金内示額が要望額を大きく下回り、約33億円もの既決予算(歳出)が執行停止となり、その影響によって小学校通学路の安全対策、公営住宅の耐震化及び狭あい道路の拡幅など多額の事業で先送りを余儀なくされた。交付決定の段階で地方の予算は確定しているが、特定財源の担保がなければ延期や中止をせざるをえなくなり、住民の期待を裏切る結果となっている。 【制度改正の必要性】 国に提出した社会資本整備総合交付金計画で示されている事業費の範囲内であれば年度毎の執行は市町村が自由にできるようなれば、当該年度の交付額が少なくても、市町村は、予算額に合わせて事業を実施できる。そのためには、現状の減額調整(交付金が余れば翌年度の交付限度額から減額)だけでなく、当該年度の事業実施額が交付決定額を上回った場合、その分翌年度以降における交付限度額の増額交付ができるよう制度を緩和する必要がある。それにより、効率的な予算執行が可能となり、翌年度における予算編成の確度も上昇する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	143	土木・建築	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	砂防法施行規程第8条の3 平成24年6月18 日付け事務連絡(国土交通省水管理・国土保全課・砂防部保全課保全調整官通知)	砂防関係事業の 構造協議の緩和	防災安全交付金の新規砂防事業を実施するにあたり、着手前年度に全体計画(土石流対策の設計概念やえん堤の配置位置の妥当性の確認)の認可を国から受けている。 平成24年度からは、事業着手後に、えん堤位置や方向、工法・構造等について、国と協議(構造協議)することとなり、説明資料の作成や協議に時間を要し、事業の進捗が遅れる場合がある。 このため、事業着手後の構造協議について緩和願いたい。	【支障事例、制度改正の必要性】 昨年8月に、広島市で発生した大規模な土砂災害を契機として、社会的に、砂防えん堤設置等のハード対策の迅速な実施が強く求められている。 事業着手後の構造協議を行うにあたり、説明資料の作成や協議に時間を要し、1週間から2週間程度事業の進捗が遅れる場合がある。平成26年度には、えん堤軸に向けた資料作成、国機関への出張等、縮減が可能であったと思われる日数が、1週間程度であったと考えている。また、協議に必要な図面等の資料については、作成基準が示されていないため、資料の精度の判断に迷う場合がある。 【懸念の解消策】 構造等に関する県の技術基準は、国基準に準拠して作成されており、構造等の決定に関する協議の簡素化が可能であると考えられる。(ただし、協議廃止ではなく、簡素化を求めるのは、最新の知見や情報を取得する観点から、国との協議はある程度必要と考えるため。)協議のために原が準備する説明資料については、最低限必要となる資料について、統一的な作成基準を示すことにより、業務の簡素化につながる。そのためには、提示する図面や比較表等の様式の定型化をしていただくことが有効であると考えられる。	6【国土交通省】 (1)砂防法(明30法29) 砂防事業における国土交通大臣の認可(施行規程(明30勅令382)8条の3)後に、「砂防事業等全体計画、構造協議等の今後の進め方について(平成24国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課)に基づいて実施される構造協議については、協議が円滑に実施できるよる最低限必要な資料を明確化するため、当該通知を平成27年度中に改正する。 【措置済み(平成27年12月3日付け国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課通知)】
27年	163	消防・防災・安全	中核市	岐阜市	総務省、国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	水防法第1条、5 条、第6条2項 災害対策基本 法第84条	水防団の所掌事務 及び公務補償 の範囲拡大	水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。 そこで、水防団の所掌事務に、消防団の一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第36条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもと)、第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」)を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記された。	【支障事例】 岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらないで済まない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)。消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないシナリオがある。 今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起きた場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となる。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、消防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。 【制度改正(案)】 そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。 水防法その他水防事務に係る関連規程においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、消防団の所掌事務の一部を水防団にも行えるようし、災害対策、救助活動等の充実に資すること、災害に強い「自助」には災害に強い「国」を作る必要がある。 その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることはできない。	6【国土交通省】 (2)水防法(昭24年法193) 現在の水防団員が、水防事務を担いつつ、一部の消防事務を新たに担うことについては、現在の水防団及び水防団員が消防団における機能別分団及び機能別団員に移行し、その担当職務を水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」を行う消防団員として活動することや、水防団員として活動する者が、消防団員の身分も有し、大規模災害時における「救助に関する業務」を行う消防団員として活動すること等によって可能であることを明確化するため、水防団が存する地方公共団体に平成27年度中に通知する。 【措置済み(平成27年12月1日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課通知)】
27年	7	環境・衛生	施行時特別市	福井市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	下水道管きよの 更生工法による 改築に関する交 付対象の運用 について(平成 26年7月25日付 下水道事業課 課下企画専門官 事務連絡)	下水道管渠の更 生工法に対する交 付対象条件の緩和	下水道管渠の更生工法について、適用すべき基準の要求性能を満たしているかの確認は、日本下水道新技術機構が審査認定した工法(建設技術審査証明)であれば、個別協議の際に事務手続きの簡素化をお願いしたい。	【支障事例】 下水道管渠の長寿命化計画策定に際し、施工性・経済性の観点から、効率的な工法であり建設技術審査証明の認定がされている自立管による製管工法の採用を検討していたが、「下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)」(5)の要件で個別協議が必要な工法であった。 その後、個別協議のための資料を作成し、協議を依頼したが、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(日本下水道協会)の要求性能と自立管の製管工法の性能比較を特に求められ、項目毎にガイドラインと建設技術審査証明との比較を行い、評価方法の検討や根拠資料の作成等、個別協議が終了するまで、多大な時間を要した。 【制度改正の必要性】 下水道管渠の国庫対象となる更生工法については、事務連絡「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」をもとにしている。しかし、ガイドラインに規定されていない工法については、個別協議が必要となるため、効率的な工法選択による長寿命化計画策定に影響を及ぼす場合がある。 そのため、建設技術審査証明が発行されている性能については、審査を省略するなど個別協議の簡素化を要望する。	6【国土交通省】 (17)社会資本整備総合交付金 (i)「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」(平成26国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課)に基づいて、日本下水道新技術機構が実施する建設技術審査証明事業により建設技術審査証明書を取得した工法等一定の技術的知見の蓄積がある場合には、協議を簡素化できるよう、当該通知を平成27年度中に改正する。 (ii)「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」(平成26国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課)において、交付対象となる工法に適用すべき基準等とされている「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(平成26日本下水道協会)については、技術開発の進展等を踏まえた速やかな改定がなされるよう、日本下水道協会と引き続き通時適切に協議を行う。
27年	70	運輸・交通	都道府県	富山県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	港湾法第54条 港湾法施行令 第17条の4 港湾施設管理 委託契約書	国有港湾施設の 他用途使用時の 国承認の一部廃 止	港湾管理者が管理委託されている国有港湾施設について、地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合、港湾管理者の真任と裁量に委ね、国の承認を不要とすることを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 国直轄工事により生じた港湾施設は、国から港湾管理者に譲渡することができ(港湾法第53条)、譲渡しない場合は港湾管理者に貸付け又は管理委託しなければならない(港湾法第54条)。管理委託による場合、当該港湾施設を他への用途・目的に使用・収益し、又は他人に使用・収益させる際には、国が契約書で定める軽微な場合を除き、国の承認が必要である(港湾法施行令第17条の4)。 地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合には、地域における行政を担う地方公共団体でもある港湾管理者の真任と裁量に委ね、事務の簡素化を図るため、国が定める軽微な場合として国の承認を不要とすることを求める。 【期待される効果】 港湾管理者、国双方の事務の簡素化が図られる。	6【国土交通省】 (4)港湾法(昭25法218) 国有港湾施設を他への用途・目的に使用する場合は国の承認(施行令第17条の4)については、適正な公共利用を確保しつつ円滑な実施を図るため、制度の適正な運用に資する処理要領とともに申請の要否の判断に資する例示を、港湾管理者に平成28年度中に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	234	運輸・交通	都道府県	徳島県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法施行規則	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」の業務範囲を、「営業所が所在する市町村及び(県外を含む)隣接市町村等」から「営業所が所在する都道府県及び(県外の)隣接市町村等」とするなど拡大を図ること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業の業務範囲は「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限られており、魅力的な旅行商品の造成に当たっての支障となっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等が魅力ある着地型の旅行商品を企画・造成できるよう業務範囲を拡大する必要がある。	【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	235	運輸・交通	都道府県	徳島県、和歌山県、香川県、愛媛県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法施行規則	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」においては、営業保証金を減額すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業においては、着地型観光のニーズに応えることが期待されている。現地で旅行商品を販売するケースが多いことを動機とすれば、旅行者が被るリスクも比較的小さいと考えられるが、営業保証金の水準などが障壁となって、登録数が増加していない。 【制度改正の必要性】 地域限定旅行業に係る営業保証金については、旅行者保護を重視しつつ、リスクを適正に評価して、可能な限り減額し、参入を促進する必要がある。 参入が容易になり、旅行者が増えると、旅行者の選択肢は拡大し、利便性が向上する。このことよって地域への人の流れが創出され、地域経済の活性化につながるものと考えられる。	【再掲】 【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	236	運輸・交通	都道府県	徳島県、滋賀県、和歌山県、香川県、愛媛県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法施行規則	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」において、現行の国内旅行業務取扱管理者より難易度の低い資格試験を創設するなど要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 業務範囲が「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限定されており、地域限定旅行業者が通常業務を行う上で、国内旅行業務取扱管理者に求められる全国の観光地や各地の年中行事の知識については必須の知識とまではいえず、資格試験の難易度が登録数増加の障壁の一つとなっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等の多様な主体が自ら着地型の旅行商品を企画・造成できるよう、業務範囲の拡大、営業保証金の減額、更には資格試験の難易度の調節を行い、参入を促進する仕組みづくりが必要である。	【再掲】 【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	11	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法の決定権限や、近郊整備区域等の各区域指定権限について、関西広域連合への移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備法の決定権限や、近郊整備区域等の各区域指定権限について、関西広域連合への移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	【制度改正の必要性】 近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域の指定について、関係府県・関係指定都市等の意見を聴くことはなっているが、広域地方計画と同様、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議して決定・指定することになっており、国主導によるものとなっている。また、府県が近郊整備区域建設計画や都市開発区域建設計画を作成する際、あらかじめ、国に協議し、その同意を求めなければならない。 関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。関西地域の実情に応じ、関西地域の特性を生かすため、近畿圏整備計画の決定・各区域の指定権限の関西広域連合への移譲や、近郊整備区域建設計画・都市開発区域建設計画の策定に係る国同意の廃止を行い、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等ができるようにして、近畿圏における地方創生を実現していくべきである。 【制度改正による効果】 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、府県域を超える広域行政の推進に係る基本的な政策の企画・調整機能を担い、業績を積み重ねている。 近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断することによって、秩序ある発展を図っていくことが可能となるものである。 【懸念の解消】 国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に代るることとすることで、均衡が図られるものと考えられる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	10	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し	国土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国への事前協議を見直すことを求める。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策をも拘束するもの」「国の政策との関係で調整を行う必要がある」「国との調整は、異なる土地利用相互間でのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とすることで足りるものである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とすることも、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。 現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の実情に応じ、地域の特色を生かすため、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組む、「地方創生時代の体系へ」運用の見直しをすべきである。 【支障事例】 府県の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている」とのことであるが、実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。 具体的には、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土審議会で行った際、委員から不毛、形骸化だとの意見が出たこともあり、これを受けて森林のみ審議とせず報告案件としたケースがある。森林地域の変更については、個別規制法における変更済み案件を審議している状況である。	6【国土交通省】 国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	110	土地利用(農地除く)	都道府県	栃木県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第14項	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更は、国と協議を要することとしている。 計画書の変更については、協議の必要性を理解するが、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、市街化区域編入を伴う農業地域の縮小等)については、各個別規制法において、協議不要もしくは、事前に国の関係機関との調整が完了し、重複した手続きとされており、特に平成28年度以降協議は計画の交付のみとなり、変更報告等については国土交通大臣と調整したことはなく、形式的なものとなっているため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とすべきである。	【再掲】 6【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	213	土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の見直し	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画を定める場合、あらかじめ国土交通大臣と協議することになっているが、計画策定・変更に時間を要している(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会詰問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月の期間短縮が図られる。 なお、同様の提案を昨年行なったところ、対応方針では「提案の趣旨を踏まえ対応」と整理されたが、その内容は、「過去の国と都道府県との協議における国の指導事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図るといった運用の改善に留まるもので、本果が求める国土交通大臣への協議に要する期間の短縮化にはつながらない」と考え、 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画や農業地域に係る大臣協議など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。事前調整が必要であることには異論がないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様、国との調整も意見聴取で担保できるものと考え、具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	【再掲】 6【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条、山村振興法第7条、第8条、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条、離島振興法第4条、半島振興法第3条、第4条	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりにより多大な事務的負担を伴っており、大切な地方創生の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれが省庁から示されるスケジュールに従って、作業が重複する可能性があるほか、県・市町間での関係調整に際する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が重複し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の重複を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	6【国土交通省】 (8)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭40法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)、離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省及び農林水産省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめを一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第3条、第4条	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画策定手続きに關し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にてアミングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりにより多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響が大きい状況である。 【27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【再掲】 6【国土交通省】 6【国土交通省】 (8) 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省及び農林水産省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめを一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。
27年	63	その他	都道府県	富山県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	連携中核都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付総務省自治行政局長通知)	連携中核都市圏構想推進要綱に定める「連携中核都市」の要件の緩和	現行の連携中核都市圏構想推進要綱における「連携中核都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中核都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 意欲ある地域を応援するため、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携中核都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。	<地方創生関連提案> 【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中核都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中核都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特例措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用へ意欲のある地域であっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、本県では奥西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合には、連携中核都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。 【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中核都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること等)ができない。 【期待される効果】 特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組みむことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取り組みの広がりが期待できる。	【再掲】 6【国土交通省】 (18) 連携中核都市圏構想推進要綱(総務省と共管) 連携中核都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	334	その他	一般市	高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	連携中核都市圏構想推進要綱第3	連携中核都市圏の要件緩和	「連携中核都市」の要件として、中核市(人口20万人以上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携中核都市圏として位置づけられるようにすること。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じて関係市間で重層的に連携を進めてきたところである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させていくためには、このような6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多核ネットワーク」による広域連携は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携の構築を目指すものである。 一方、国が推進する「連携中核都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援方針が示されているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中核都市圏の形成を推進していくに当たっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	【再掲】 6【国土交通省】 (18) 連携中核都市圏構想推進要綱(総務省と共管) 連携中核都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	243	消防・防災・安全	市区長会	全国市長会	消防庁(防衛省) 国土交通省(気象庁)	B 地方に対する規制緩和	・消防法第18条第2項 ・消防法施行規則第34条 ・気象業務法第24条 ・気象業務法施行規則第13条 ・予報警報標識規則第4条	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していること、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が送信される「アラート」により、大津波警報発令は津波警報の発令時に自動で、津波注意報の発令時には自動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支障時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員会合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	【国土交通省】 (6) 気象業務法(昭27法165) 火災信号(消防法施行規則(昭36自治省令6)34条)及び津波警報標識(予報警報標識規則(昭51気庁告示3)4条)におけるサイレンの吹鳴パターンについては、その重複により災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、従前から行っている普及啓発活動に、当該パターンの重複に対応する内容を加えたものとして平成27年度中に開始するとともに、当該パターンの重複に関して留意すべき事項等について地方公共団体へ同年度中に通知する。あわせて、住民や地方公共団体等の意向、当該パターンの重複による支障、変更に伴い想定される支障等を調査の上、その結果を踏まえた適切な対応の在り方について検討し、平成26年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	14	環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為の許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国立公園には、区域・行為によって、特別に保護すべきものは大臣権限、ある程度の利用も想定されているものは地方環境事務所長権限として許可等されている。このうち、国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、一定の限られた範囲内の許可等権限で、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、地域の実情を理解する府県への移譲を基本としつつ、関西広域連合域内の山陰海岸国立公園においては、関西広域連合へ移譲すべきである。 【懸念の解消・制度改正による効果】 国が定めた一定の基準に基づき地方公共団体においても処理できるものであり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を促すものではなく、逆に、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。なお、立ち入りの認定については、国が直接実施せず、指定認定機関に実施させることも可能となっている。 【支障事例】 法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1〜2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	【懸念の解消・制度改正による効果】 国が一義的な責任を負い、国際的に見て国が保護するのが基準であることは理解しているが、県土の利活用は、地域の現状やニーズを踏まえ、地方公共団体が、環境の保全や地域振興など様々な観点から実施すべきである。 近畿地方環境事務所長の権限は限られた範囲内であり、一定の基準が示されれば、貴重な自然を守る技術・知見を有し、開発圧力と保護のバランスを取りながら国立公園や県立公園の管理を行っている地方公共団体においても実施できる。 【支障事例】 国立公園では保護に重点がおかれ、地域の魅力を活かした利用拠点が限定されている。また、国立公園の特別保護地区内の行為の許可について、処理期間が3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しているほか、自然保護官事務所が、管内国立公園に対して、3ヶ所(神戸、竹野、浦富(鳥取県))のみである。 【効果・必要性】 自然保護、環境教育、観光といった視点から、県および地元市町等が展開するエコツーリズム、地域振興施策と連携し、利用と保護のバランスをとりながら管理することで、国立公園の自然風量が適正に保護され、地域の魅力を引き出すことが可能となる。また、災害や突発的な事象の発生、発生のおそれへの迅速な対応が可能となる。 関西広域連合で区域を完結することができる国立公園については、関西広域連合に権限移譲されることで、関西広域連合が中心となった国や府県間の調整が可能である。
27年	279	環境・衛生	都道府県	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条から第37条	国立公園の管理に係る近畿地方環境事務所長権限の移譲	一つの都道府県内で区域を完結する国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内への立入制限期間内の立入の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)を都道府県に移譲すること。 また、関西広域連合で区域を完結することができる国立公園の権限については、広域連合に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国が一義的な責任を負い、国際的に見て国が保護するのが基準であることは理解しているが、県土の利活用は、地域の現状やニーズを踏まえ、地方公共団体が、環境の保全や地域振興など様々な観点から実施すべきである。 近畿地方環境事務所長の権限は限られた範囲内であり、一定の基準が示されれば、貴重な自然を守る技術・知見を有し、開発圧力と保護のバランスを取りながら国立公園や県立公園の管理を行っている地方公共団体においても実施できる。 【支障事例】 国立公園では保護に重点がおかれ、地域の魅力を活かした利用拠点が限定されている。また、国立公園の特別保護地区内の行為の許可について、処理期間が3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しているほか、自然保護官事務所が、管内国立公園に対して、3ヶ所(神戸、竹野、浦富(鳥取県))のみである。 【効果・必要性】 自然保護、環境教育、観光といった視点から、県および地元市町等が展開するエコツーリズム、地域振興施策と連携し、利用と保護のバランスをとりながら管理することで、国立公園の自然風量が適正に保護され、地域の魅力を引き出すことが可能となる。また、災害や突発的な事象の発生、発生のおそれへの迅速な対応が可能となる。 関西広域連合で区域を完結することができる国立公園については、関西広域連合に権限移譲されることで、関西広域連合が中心となった国や府県間の調整が可能である。	【提案の経緯・事情変更】 国が一義的な責任を負い、国際的に見て国が保護するのが基準であることは理解しているが、県土の利活用は、地域の現状やニーズを踏まえ、地方公共団体が、環境の保全や地域振興など様々な観点から実施すべきである。 近畿地方環境事務所長の権限は限られた範囲内であり、一定の基準が示されれば、貴重な自然を守る技術・知見を有し、開発圧力と保護のバランスを取りながら国立公園や県立公園の管理を行っている地方公共団体においても実施できる。 【支障事例】 国立公園では保護に重点がおかれ、地域の魅力を活かした利用拠点が限定されている。また、国立公園の特別保護地区内の行為の許可について、処理期間が3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しているほか、自然保護官事務所が、管内国立公園に対して、3ヶ所(神戸、竹野、浦富(鳥取県))のみである。 【効果・必要性】 自然保護、環境教育、観光といった視点から、県および地元市町等が展開するエコツーリズム、地域振興施策と連携し、利用と保護のバランスをとりながら管理することで、国立公園の自然風量が適正に保護され、地域の魅力を引き出すことが可能となる。また、災害や突発的な事象の発生、発生のおそれへの迅速な対応が可能となる。 関西広域連合で区域を完結することができる国立公園については、関西広域連合に権限移譲されることで、関西広域連合が中心となった国や府県間の調整が可能である。
27年	15	環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国立公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国立公園については、関係府県の調整により国立公園の適切な保護と利用の迅速かつ効率的な推進、きめ細かなより高い管理水準を維持することが可能となる。また、関西においては、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。 そもそも、国立公園及び国立公園は、国において、公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園は国立公園とは異なり、管理責任者は国ではなく都道府県である。国が決定した計画に基づき府県が管理しているが、国と地方の上下関係が未だに残っていると考えざるを得ず、府県の自主性・主体性が尊重されていない。 【支障事例】 兵庫県の平成18年の水ノ山後山那岐山国立公園の計画変更の例では、温原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う保護のための軽微な計画変更であるが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要している。また、野営場、園地、遊歩道、駐車場、宿舎等の施設配置の利用(施設)計画では、利用促進の観点からは機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。 【懸念の解消】 自然公園法の基準のもとに決定するものであるとともに、国との協議の上、府県が決定することで、国の関与が薄る。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで補える。	【制度改正の必要性】 国立公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国立公園については、関係府県の調整により国立公園の適切な保護と利用の迅速かつ効率的な推進、きめ細かなより高い管理水準を維持することが可能となる。また、関西においては、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。 そもそも、国立公園及び国立公園は、国において、公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園は国立公園とは異なり、管理責任者は国ではなく都道府県である。国が決定した計画に基づき府県が管理しているが、国と地方の上下関係が未だに残っていると考えざるを得ず、府県の自主性・主体性が尊重されていない。 【支障事例】 兵庫県の平成18年の水ノ山後山那岐山国立公園の計画変更の例では、温原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う保護のための軽微な計画変更であるが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要している。また、野営場、園地、遊歩道、駐車場、宿舎等の施設配置の利用(施設)計画では、利用促進の観点からは機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。 【懸念の解消】 自然公園法の基準のもとに決定するものであるとともに、国との協議の上、府県が決定することで、国の関与が薄る。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで補える。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	280	環境・衛生	都道府県	兵庫県、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項及び第8条第2項	国立公園の公園計画決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定権限を、都道府県へ移譲すること。 また、複数県にまたがる国立公園については、広域連合に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国立公園は都道府県が管理しているが、公園計画は国が決定しており、地域のニーズや特性が反映された計画となっていない。 また、国立公園の計画を決定(廃止、変更)する際は、環境大臣が都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聞くことになっており、事務手続きが煩雑となっている。 【支障事例等】 平成18年に水ノ山後山那岐山国立公園の計画変更を行った際には、事前の協議から、環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで、約2年近くが必要となった例もある。 【効果・必要性】 地域を熟知する県が、県及び関係市町等が実施する地域振興施策と連携し公園計画を策定することにより、地域の魅力を活かした施設計画が可能となり、国立公園の自然景観の保護と利用促進の両立が図られる。また、水ノ山後山那岐山国立公園は関西広域連合に参加する兵庫県・鳥取県にまたがっているが、関西広域連合に権限が委譲されることで、関西広域連合が中心となり国や関係自治体の調整、意思決定が迅速にされ、地域の特色を活かした計画策定が可能となる。	
27年	128	環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	A 権限移譲	自然公園法 自然公園法施行令	国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示についての都道府県への権限移譲	自然公園法第37条第2項の国立公園の特別地域内の指示権限は国の職員にしか与えられていないとの見解が示されていることから、都道府県職員も指示することができるよう権限移譲する。	【制度改正の経緯】 自然公園法37条2項に基づく指示が国立公園の特別地域内では都道府県職員は行えず、巡回指示ができる国の職員が非常に限られた状況の中で同法の実効性は相当に乏しくなっている。 【支障事例】 本県においても、富士山箱根国立公園内に勤務する県職員(非常勤)の富士山レンジャーが日々富士山をハトロールする中で、例えば昨年度において ・複数人が演奏機材を持ち込んで、大きな音を出して演奏している ・個人が楽器の練習をしている ・大がかりな撮影機材を持ち込んで映像を撮影している といった行為を発見する事例があったが、指示権限がないため、任意をお願いするに留まり、有効な措置ができていなかった。 特に最近では外国人旅行者が急増しており、残念ながらマナーの良くない方々も相当目立つようになっている。 現状では躊躇しているような指示を権限を持って行えるようになることで、自然公園の適切な利用について効果的な意識啓発ができるようになるものと考えている。 【制度改正の必要性】 法37条2項の実行性を確保するため、国立公園の特別地域内においても同法に基づく指示をおこなえるよう都道府県にも権限を与えるべきである。	4【環境省】 自然公園法(昭32法161) 国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示(37条2項)については、国の職員だけでなく、国立公園に係る事務に従事する都道府県の職員も行うことが可能であることを明確化するため、都道府県に平成27年度中に通知する。
27年	47	環境・衛生	指定都市	さいたま市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項、第7条第14項	一般廃棄物処理の処分及び収集運搬についての委託要件の緩和	事業者がDBOやDBMといったPPP手法等により、廃棄物処理業者へ包括的に運営を委託した場合、現行の廃棄物処理法により、再委託が禁止されている廃棄物の処分、収集運搬について、廃棄物処理業者へ再委託できるよう、要件の緩和をお願いしたい。	本市においてDBO方式にて供用を開始した桜環境センターは、ごみ焼却から残渣物の運搬、再資源化など維持管理運営に係る業務をSPC(特別目的会社)に包括的に委託することで民間力を活用し、効率的な運営を行っている。 しかし、委託業務のうち、残渣物の運搬や再資源化については、経験豊富な専門業者に委託することで、より効率的かつ安定的に行うことができると考え、法の規定によりSPCから収集運搬業者及び処分業者に対する委託が禁止されている。 法において再委託を禁止している趣旨は、再委託により責任の所在が不明確になることで、不適正な処理が発生することを防止することにあると考えるが、PPP手法等による包括的委託の委託者である事業者(本市の場合は上記SPC)は、市町村が行う業務を一括して行っていることを踏まえれば、その性質は市町村と同等と扱っても支障がないと考える。 以上から、PPP手法等と包括的委託を行う場合は、業務の一部を再委託可能とするよう、要件の緩和を求める。 ※本市にはごみ焼却施設が4施設あり、そのうち1施設が上記の桜環境センターである。今後、施設の統合を予定しており、その際にPPP手法等による施設建設が想定される。 【具体的な支障事例】 廃棄物の運搬・処分においては、焼却灰の飛散防止や運搬時の騒音防止など、安全かつ確実な搬出のために様々な対策を講じる必要がある。しかし、SPCには当該業務に係るノウハウが乏しく、専門業者に委託するよりも、業務に従事する人材の育成や必要な資機材の確保に係る費用負担等の面で非効率な状況となっている。 【本提案に対する懸念事項を解消するための工夫・対応策】 再委託の規制緩和に当たっては、不法投棄の増加を誘引するとの懸念もあるが、適用範囲を市町村がSPCに包括委託するPPP手法等を活用する場合に限定する、SPCからの再委託の案件として特定事業契約締結時に廃棄物の運搬業務を行う業者を事前に指定し、市町村の承諾を事前に得る等の対策を講じることにより解消可能と考える。	6【環境省】 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託(6条の2第2項)については、市町村が官民連携(PPP)等の活用により特別目的会社(SPC)へ包括的に業務委託する場合に、市町村、SPC及び処理業者との間で三者契約を締結することなどにより、その業務の一部である一般廃棄物の収集、運搬又は処分を処理業者に担わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	66	環境・衛生	都道府県	高知県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、第15条、第15条の2、平成25年3月29日付け 環境産発第1303299号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分指針について(通知)」	自社の中間処理廃棄物中間処理施設について、バイオマス燃料として埋めかつ適切に利用することができるものについては、取引価値がなくても廃棄物として扱わない解釈とするよう行政処分指針について(通知)の改正を提案する。	現在取引価値がないため廃棄物として扱われている産業廃棄物中間処理施設について、バイオマス燃料として埋めかつ適切に利用することができるものについては、取引価値がなくても廃棄物として扱わない解釈とするよう行政処分指針について(通知)の改正を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 産業廃棄物処理業者が、自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社の発電施設の燃料として利用する場合、その行為は廃棄物の処理とみなされ、その発電施設は廃棄物処理施設(発電設備付き廃棄物焼却炉)となり、規模に応じて廃棄物処理法第15条に基づく設置許可(都道府県知事許可)の対象となる。 なお、その残渣が、廃棄物ではなく有価取引等が可能のものであれば、その燃料を使用した施設は発電ポイラーとして扱われる。(手続きは電気事業法、大気汚染防止法の届出) 県内事業者から「自社の廃棄物処理残渣(※取引価値のないもの)を発電ポイラーの燃料として使用し、発生した電気及び焼却熱を農業利用する計画があるが、この施設が廃棄物焼却施設となると、環境影響調査や地元調整に煩雑な手続きや長い期間(1年程度)を要するのだからとかならないか」という相談もあり、処理業者が自社で燃料として利用する行為が廃棄物の処理とみなされることが、処理業者が自ら廃棄物由来バイオマスを活用することの妨げとなっている。 一方で、政府は廃棄物エネルギーの利用・発電を重要視した政策を掲げていることから、廃棄物由来バイオマスの有効利用促進につなげるためにも、自社の中間処理後の残渣を、適切に自社燃料として有効利用する場合は、廃棄物処理法の適用除外となるよう、「行政処分指針について(通知)」の改定を提案する。 【期待される効果】 従来焼却・埋立処分されていたものを燃料として活用するため、化石燃料等の使用量(燃料費)の削減のほか、廃棄物エネルギー活用の促進、最終処分量の削減、循環産業の育成等の効果が期待される。	
27年	105	環境・衛生	都道府県	栃木県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第1項2号	最終処分場の立地規制基準の設定及び地域の裁量規定の導入	最終処分場の設置許可基準を定めている廃棄物処理法第15条の2第1項2号における「適正配慮」の具体例として、最終処分場が過度に集中する地域に対する総量基準や距離制限などを明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込む。	【制度改正の経緯】 本県北部地域は平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件から、これまで100を超える最終処分場が設置されてきた。そのような中、新たに大規模な安定最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、広域的な問題となっている。 本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場の敷地の周囲1km以内における最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、指導に当たってきた。 指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法における許可基準の規定にて、最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量や施設間の距離など、具体例を明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込む。 【支障事例】 指導要綱は行政指導であるため、規制に抵触するとの理由で事前協議を拒否したにも関わらず、許可申請を提出する事業者も出てきているが、許可要件に適合している場合には許可せざるを得ない。 指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、今後指導要綱に従わない事業者が増加し、その結果、指導要綱がなし崩しとなり、最終処分場の集中抑止がもたらなくなる懸念がある。 これまでの安定型処分場に係る民事裁判では、操業や建設が差止めとなる判決が出されるなど、厳しい状況にあり、指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、住民からの反発が予想される。	
27年	125	環境・衛生	都道府県	岡山県、中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	現状では、排水口における水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するというだけで、また、間接冷却排水口から排出するというだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧は、特定施設の設置の場合であっても汚濁負荷量の増加がある場合に限定するべきである。	【瀬戸内法の現状】 瀬戸内海の流域では、特定施設の設置を行う工場・事業場のうち、最大排水量が50m ³ /日以上のもは、瀬戸内法に基づき、許可が必要であり、その際には事前に瀬戸内水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められているため、より環境負荷の少ない施設や新製品の製造に対応する施設への更新を早急に実現したいという事業者からの要望に対しても、申請から許可まで最長でも1か月以上の期間を要しており、迅速かつ円滑な事業活動の支障となっている。 【地域企業からの要望】 特定施設の設置案件では、汚濁負荷量が増加しないことを県が審査で確認している場合でも縦覧等が行われるが、その際に、縦覧するアセス書類は、単に自治体の測定した公共用水域の水質公表データが転記されただけのものであり、そのような形式的な縦覧が、本県の場合、設置許可案件の90%を占めている。このような形式的な手続は、事業活動のスピード感からかけ離れており企業から緩和を求めると強い。 【緩和の方向性】 国は、たとえ汚濁負荷量が増加しなくても、特定施設を設置する場合は、環境保全上の支障がないことを公衆に周知する必要があるから縦覧等が必要であるとしているが、本県では少なくとも20年以上にわたって利害関係者の間接はなく、県の審査に寄せられる信頼は高いと考えられるので、縦覧等の手続を汚濁負荷量が増加する場合に限定しても、何ら支障はないと考えられる。 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場には総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は達成可能である。 ※同法第5条の許可実績はその他欄記載	6【環境省】 (4)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 特定施設の設置の許可(5条1項)については、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(平27法78)附則3項に基づき、同法施行後5年以内を目途に、当該規制の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	145	環境・衛生	都道府県	長崎県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣保護管理法 第44条	狩猟免許の有効期間の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の種類に関わらず一律基本3年とされている。狩猟免許のうち、市町村が指名・任命する鳥獣被害対策実施隊が所持するわな猟免許については、狩猟免許の有効期間を6年に延長すること。	【具体的な支障事例】 現在の狩猟免許の有効期間は、3年間となっており、免許所持者にとって免許更新が負担となっており、有害鳥獣捕獲を目的として捕獲作業を行う市町村の鳥獣被害対策実施隊員にあっては、市町村長が指名・任命を行うものであり、定期的な免許所持者の適格確認が可能であるため、わな猟免許においては免許の有効期間の延長を求めるものである。 趣味としての「狩猟」を行わず、公益的な捕獲となる有害鳥獣捕獲を行う実施隊員においては、狩猟免許を取得し、3年ごとに免許更新を行うことが負担となっているが、免許の有効期限を延長することは免許更新の負担(費用負担など)をなくすことだけでなく、捕獲作業に精通し専ら有害鳥獣捕獲に従事する民間の実施隊員が被害防止対策に従事しやすくなり、民間隊員が現在よりも増加することにより対策が進むことが期待できるものである。 例えば有害鳥獣であるイノシシについては、長崎県においては、趣味として捕獲するケースは少なく、その多くが有害鳥獣捕獲となっている。 (例)イノシシ捕獲の内訳(H25) 狩猟による捕獲1,300頭、有害鳥獣捕獲31,789頭	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	232	環境・衛生	都道府県	徳島県、兵庫県、鳥取県、香川県、高知県、京都市	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第44条第2項	狩猟免許の有効期間の延長	狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)ものとする。	<p>【制度改正の経緯】 野生鳥獣の管理を担う若手狩猟者を確保するため、改正鳥獣法では、網猟、わな猟免許の取得年齢が20歳から18歳に引き下げられるなどの対策が講じられたところである。</p> <p>【支障事例】 ニホンジカやニホンザル等野生鳥獣の生息域拡大により、1億円を上回る農作物被害や自然植生の食害による土壌流出や表層崩壊が発生している。野生鳥獣の生息数が増加する中、狩猟者の人材育成が喫緊の課題となっている。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められており、新たに免許を取得した者であっても、更新時の手続や経済的な負担から、3年で免許を手放してしまう事例も多く、また、他の免許制度のように、一定期間、安全狩猟が達成できた者に対して、メ리트制の導入に関する要望もなされている。</p> <p>【制度改正の必要性】 免許制度に係る狩猟者の負担軽減を図り、狩猟者の減少に歯止めを掛けるために、有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲等のための人材確保を必要とする地域のニーズに応じて、銃猟については高齢者を除き、網猟、わな猟については全ての年齢層について、狩猟免許の有効期限を、地域の判断で延長を行うことを提案する。</p>	
27年	283	農地・農業	都道府県	兵庫県、京都府、鳥取県、徳島県、京都市	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第43条第2号	銃砲所持許可を有する者における狩猟免許試験の一部免除	狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻かつ狩猟後継者の確保が困難と認められる地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、負担を軽減すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】 地方では深刻化する鳥獣被害への対応に苦慮しているなか、猟者による捕獲を維持し、また、新しい世代の狩猟者を育成していくことが課題となっている。</p> <p>【支障事例等】 兵庫県では、野生動物の適正な保護管理の担い手である狩猟免許所持者の確保に努めているが、とりわけ既に銃砲所持許可を有する者は、銃の基本操作に習熟していることから、狩猟後継者として期待している。しかし、銃猟の免許試験のうち(銃器の点検、分解結合等の基本操作)が免除されておらず、同じ内容の技能試験を2度にわたって受験することとなり、銃砲所持許可が狩猟免許を取ろうとする際に負担になっている。</p> <p>【効果・必要性】 狩猟免許試験の実施における開催箇所が増えるなど受験者の利便性向上策に加え、銃砲所持許可を有する者に対する試験項目の一部免除を実施することで、狩猟免許試験受験者の負担が軽減される。</p>	
27年	239	環境・衛生	都道府県	徳島県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	環境省	B 地方に対する規制緩和	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3	浄化槽市町村整備推進事業における「複数戸に1基の浄化槽の設置」についての要件緩和	<p>浄化槽市町村整備推進事業において、浄化槽は1戸に1基が原則で、敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合等以外は複数戸に1基の共有設置は認められていない。</p> <p>市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化する。</p>	<p>【制度改正の背景】 浄化槽の設置に係る個人負担額は大きく、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が進んでいない。そこで、個人負担が少ない市町村設置型浄化槽整備を推進しているところであるが、水洗化済みの住民にとっては転換コストの負担感が大きく、さらなるコスト縮減が課題である。</p> <p>【支障となる事例】 隣接する少数世帯が1基の浄化槽を処理能力の範囲内で共有できれば、各戸設置に比較して設置及び維持コストが大きく縮減できるが、現状では、市町村設置型の場合、設置スペースがないといった例外要件に該当しない限り共有設置は認められていない。</p> <p>【制度改正の必要性】 国においては、市町村設置型浄化槽整備に必要な費用を市町村に助成しているが、1戸に1基の戸別整備が原則となっている。市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することを提案する。</p> <p>【制度改正効果】 市町村設置型により2戸で5人槽1基を設置した場合、費用を2戸で折半する場合 ・工事費の個人分担金(※1) 1戸あたり83,000円が、41,500円に削減 ・維持管理費 年間65,000円(※2)が、年間32,500円に削減 20年間浄化槽を使用すると、1戸当たり 合計691,500円(=41,500+32,500×20)削減される。 ※1:工事費(交付金対象額より、5人槽837,000円)の1割(市町村設置型の場合) ※2:生活排水処理施設整備計画策定マニュアル(環境省)より</p>	6【環境省】 (6)浄化槽市町村整備推進事業 浄化槽市町村整備推進事業については、効率的な浄化槽の整備を図るため、共有浄化槽を設置できる土地を市町村が確保することなどを前提として、複数戸に1基の浄化槽を設置する場合についても地形等の特殊状況によらずに助成の対象とできるよう「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」(平27環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を平成27年度中に改正する。
27年	281	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	環境省	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法第4条の3第3項	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣への協議及び同意の緩和	都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際には、環境大臣への同意付き協議が必要とされているが、総量削減計画における削減目標量に変更がない場合は、同意付き協議を不要とする。	<p>【提案の経緯・事情変更】 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。その理由として、「総量削減計画には、地方公共団体の各級にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の整合を確保する必要がある」とともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるが確認を行う必要がある。国より回答があった。</p> <p>しかし、現在の総量削減計画において削減目標量を達成しており、新たに定めようとする総量削減計画においても現状を維持するよう場合には、上記の国の確認は不要と考えられる。</p> <p>【支障事例等】 第7次総量削減計画の作成の際は、平成22年の8月頃に環境省から計画作成についての照会があり、事前協議を経て、国の基本方針が出てきたのは平成23年6月5日だった。そこから本協議を行うまで約5ヶ月かかっており、平成23年11月26日付で協議を行い、平成24年1月27日付で同意を得るまで、約2ヶ月かかっており、照会から含めると約1年5ヶ月かかった。</p> <p>【効果・必要性】 本総量削減計画は、国の総量削減基本方針の中で水域の特性等に応じて自治体が主体的に作成すべきものであり、各都府県においてはパブリックコメントや環境審議会の答申といった手続を経て作成しており、環境大臣への協議、同意手続をなくした場合には概ね2ヶ月早く計画を策定することができる。</p>	6【環境省】 (3)水質汚濁防止法(昭45法138) 都道府県知事の総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議(4条の3第3項)については、同意を要しない協議とする。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	320	消防・防災・安全	都道府県	福井県	環境省(原子力規制委員会、原子力規制庁)	B 地方に対する規制緩和	原子力規制委員会「原子力災害対策指針」原子力規制庁「原子力災害対策・核物質防護の解説書」 「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」	安定ヨウ素剤事前配布に係る手続きの簡素化	・配布対象年齢到達時、転入時、3年ごとの更新時の場合は説明会への参加を省略し、また、市町村役場や薬局で配布できるようにすること ・転出時、死亡時等の古い安定ヨウ素剤の回収手続きについて、地方公共団体の回収義務をなくし、住民により廃棄できるようにすること	【提案内容】 原子力災害対策指針および指針を踏まえた解説書(「以下、解説書等」)では、安定ヨウ素剤の事前配布に際しての対応等が細かく定められており、これらは該当する道府県および市町村の事務とされており、解説書等で定められている方法を遵守すると、対象者への通知や関係機関との調整、当日のスタッフ確保や会場準備など、多くの労力と費用を費やし、地方公共団体の負担となっている。 よって、地域の実情に合わせて、既に説明会に参加した者に対する更新業務や年齢到達時の追加配布等に ilişkin説明会への参加省略、配布・回収業務の簡素化を認めるべきである。 【支障事例】 説明会開催費用として、会場の規模にもよるが、会場設営費等(1回当たり10~50万円のコスト)が発生する。(当年度の26年度説明会開催数 41回) 説明会形式をとることにより、場所・時間が限定されるため、住民からは負担だとの声が上がっている。 説明会では、市町の保健師による問診を行うため、保健師の人数が少ない市町からは負担だとの声が上がっている。	6【環境省】 (5)原子力災害対策特別措置法(平11法156) 原子力災害対策指針(平24 原子力規制委員会)に基づき地方公共団体が行う安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民への説明会については、追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合や安定ヨウ素剤を更新する際には、説明内容を把握していることの再確認や医師による服用の可否の判断を前提として、改めての説明は省略できることを明確化するため、「安定ヨウ素剤についてのQ&A」を平成27年度中に改正する。
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第9条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第4条	地域振興各法に 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりにより多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合は、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【再掲】 6【環境省】 (1)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第4条	地域振興各法に 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりにより多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合は、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	【再掲】 6【環境省】 (1)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	